

富山県高等学校体育連盟規約

(昭和 23. 6. 20 制定)
(昭和 37. 4. 20 一部改正)
(昭和 61. 4. 一部改正)
(平成元年 1. 24 一部改正)
(平成 3 年 4. 23 一部改正)
(平成 11 年 1. 21 一部改正)
(平成 12 年 1. 26 一部改正)
(平成 18 年 4. 20 一部改正)
(平成 20 年 4. 22 一部改正)
(平成 25 年 1. 25 一部改正)
(令和 6 年 4. 1 一部改正)
(令和 8 年 1. 28 一部改正)

第 1 章 総 則

〈名 称〉

第 1 条 本連盟は、富山県高等学校体育連盟（略称：富山県高体連）と称する。

〈事務局〉

第 2 条 本連盟の事務局は、会長が指定する場所に置く。

〈目 的〉

第 3 条 本連盟は、富山県高等学校における体育・スポーツの普及・発展と健全な心身の発達を図ることを目的とする。

〈事 業〉

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 各種体育大会の開催
2. 体育・スポーツに関する調査・研究及び講習会等の開催
3. 優秀な団体・個人に対する表彰
4. その他本連盟の目的達成に必要な事項

〈組 織〉

第 5 条 本連盟は、富山県内の高等学校（以下「加盟校」という）をもって組織する。なお、富山県内を新川地区、富山地区、高岡地区、砺波地区に区分し、それぞれ地区高体連をおく。

第 6 条 本連盟は、全国高等学校体育連盟、北信越高等学校体育連盟並びに、（公財）富山県スポーツ協会に加盟する。

第 7 条 本連盟は、次の専門部及び委員会をおく。

1 専 門 部

- (1) 陸上競技 (2) 体操 (3) 水泳 (4) バスケットボール

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|-----------------|
| (5) バレーボール | (6) 卓球 | (7) ソフトテニス | (8) ハンドボール |
| (9) サッカー | (10) ラグビー | (11) バドミントン | (12) ソフトボール |
| (13) 相撲 | (14) 柔道 | (15) スキー | (16) ローイング |
| (17) 剣道 | (18) レスリング | (19) 弓道 | (20) テニス |
| (21) 登山 | (22) ボクシング | (23) ホッケー | (24) ウエイトリフティング |
| (25) ヨット | (26) フェンシング | (27) 自転車 | (28) アーチェリー |
| (29) なぎなた | (30) 空手道 | (31) カヌー | (32) ライフル射撃 |
| (33) ゴルフ | (34) スケート | (35) 定通部 | (36) 研究部 |

2 委員会

- (1) 基本問題検討委員会 (2) 強化推進委員会

2. 前項各号の組織に関する必要な事項は、別に定める。

第 2 章 役員

第 8 条 本連盟は、次の役員を置く。

- | | | | |
|---------------------|-----|------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 6名 |
| (3) 評議員 加盟校代表者 (校長) | 1名 | (4) 部長 (各専門部の校長) | 36名 |
| (5) 委員長 (各専門部) | 36名 | | |
| (6) 理事長 | 1名 | (7) 副理事長 | 若干名 |
| (8) 常任理事 | 若干名 | (9) 理事 | 若干名 |
| (10) 監事 | 2名 | | |

第 9 条 会長及び副会長は評議員会において推挙し、総会でこれを決定する。

2. 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

3. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

第 10 条 評議員は加盟校の校長とする。

第 11 条 部長は評議員会に諮って、会長これを委嘱する。部長は当該部の会務を統轄する。

第 12 条 委員長は部長の推薦により、会長これを委嘱する。委員長は部長を補佐するとともに専門部の運営にあたる。

第 13 条 理事長、副理事長及び常任理事は総会において選出し、会長これを委嘱する。理事長は会長の指示を受け、本連盟の常務及び会務の処理に当たる。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

第 14 条 理事は次の各項のいずれかに該当する者について、会長これを委嘱する。

1. 加盟学校の保健体育科主任
 2. 各専門部委員長
 3. 地区理事長
 4. その他会長が特に必要と認める若干名
- 理事は、本連盟の一般業務を処理する。

第 15 条 常任理事は理事の中から次のように選出する。

地 区 理事長 4 名
専門部委員長 4 名
会 長 推 薦 若干名

常任理事は、本連盟の運営並びに緊急な事項 審議に当たる。

第 16 条 地区理事長は、地区会長の推薦により会長これを委嘱する。地区理事長は会務の処理に当たる。

第 17 条 監事は総会において選出し、会長これを委嘱する。監事は、会計の監査に当たる。

第 18 条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第 3 章 会 議

第 19 条 本連盟は次の会議を設ける。

1. 総 会
2. 評 議 員 会
3. 常 任 理 事 会
4. 専門部委員長会
5. 各 種 委 員 会

第 20 条 総会は、本連盟の決議機関であり、第8条の規定する役員をもって構成する。

2. 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
3. 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業報告及び事業計画に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 役員改選に関すること
 - (4) 規約の改正に関すること
 - (5) その他の重要な事項

第 21 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

1. 常任理事会は、必要に応じて開き、会長これを招集する。
2. 常任理事会は、会長が議長となり、次に掲げる事項について調査・審議する。
 - (1) 事業の企画・立案に関すること
 - (2) 予算・決算に関すること
 - (3) その他必要な事項

第 22 条 専門委員長会は、会長、理事長、副理事長、専門部委員長をもって構成する。

1. 専門部委員長会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2. 専門部委員長会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 高体連が主催する大会の企画・立案に関すること
 - (2) 高体連が主催する大会の予算・決算に関すること
 - (3) その他必要な事項

第 23 条 評議員会及び各種委員会は必要に応じ会長これを招集する。

第 24 条 会議は、それぞれ構成員の総数の半数以上（委任状を含む）により成立する。

第 25 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定するところによる。

第 4 章 会長の専決処分

第 26 条 会長は、総会及び常任理事会を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

第 27 条 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第 5 章 会 計

第 28 条 本連盟の経費は次のものを以てあてる。

1. 負 担 金
2. 補 助 金
3. 寄 付 金
4. そ の 他 の 収 入

第 29 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 换 则

第 30 条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は会長別にこれを定める。

第 31 条 本連盟加盟校は、本連盟（全国高体連、北信越高体連を含む）が主催又は共催（後援）する以外の競技会に出場する場合は、本連盟並びに学校長の承認を得なければならない。